

DVのない 社会を目指して



もしかしてDVでは？
新たな加害者・被害者を生みださないために



ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)
配偶者、内縁関係、元夫婦、交際相手などの間で起こる暴力

船橋市

目 次

1. DVとは	1
2. DVの形態	1
3. DVの特徴	2
4. DVに関する疑問	3
5. もし、被害にあったら	4
6. 周囲の人へ	5
7. デートDV	6
8. 社会のめざすこと	7
9. 相談窓口	8

このハンドブックは、重大な人権侵害で犯罪となりうるDVについて、広く市民の皆様にご理解いただき、新たな加害者、被害者を生みださないようにするために作成しました。



女性に対する
暴力根絶のための
シンボルマーク

1 DVとは

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のことです。婚姻の届出をしていない「事実婚」の相手や元配偶者（元事実婚も含む）、元交際相手からの暴力も含まれます。

ここでいう暴力には、身体的暴力のみならず、精神的・経済的・性的暴力も含まれます。

これまで、配偶者やパートナーからの暴力は、家庭内、もしくは個人間の問題として考えられてきました。しかし、どんな関係であっても暴力は人権を侵害し、犯罪となりうる行為です。内閣府の調査によると、これまでに結婚したことのある人のうち、女性の27.5%、男性の22.0%が被害を受けたことがあると回答しています。（男女間における暴力に関する調査：内閣府男女共同参画局令和6年3月報告による。）

2 DVの形態

身体的暴力

- 殴る、蹴る、平手で打つ
- 殴るふり、蹴るふりをしておどす
- 髪を引っ張る、首を絞める
- 階段から突き落とす
- 凶器を突きつける など

精神的暴力

- 怒鳴る、無視する
- 何でも従わせる
- 付き合い・行動を制限する
- メール・外出先をチェックする
- 大切にしていたものを壊す など

経済的暴力

- 生活費を渡さない（家計を厳しく管理、収入や財産を教えない等含む）
- 生活必需品（食糧、衣服等）を買わせない
- 借金をさせる など

性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 中絶を強要する
- 子どもが出来ないことを一方的に非難する など

DVと児童虐待の関係

DVと児童虐待は同じ家庭で同時に発生している場合があります。子ども自身が直接暴力を受けている場合はもちろん、子どもの目の前で夫婦間で暴力を振るう事は子どもの心理的虐待にあたります。

3

DV の特徴

DVは私的で閉鎖的な場所で起きるため、社会（外部）から見えないかたちで起こります。

● DV にはサイクルがあります

多くの加害者には、優しくなったり暴力を振るったりを繰り返す、という事実があります。そうした事実を知り、冷静に事態を見極める必要があります。

● DV が被害者に与える影響

日常的に暴力を受けていると、けがや火傷の外傷ばかりでなく、頭痛やめまいなどの身体の不調に悩まされるようになることがあります。

精神的な影響も非常に大きく、不安感や無力感を感じたり、絶望感に陥ったりします。

● DV が子どもに与える影響

子どもがDVを目にすることは、児童虐待(心理的虐待)にあたります。安心感が育たず、人間関係や学校での問題行動などが多くみられるようになる可能性があります。

また、問題解決の方法として同じように「暴力」を用いてしまうこともあります。

● DV とけんかの違い

DV とけんかは違います。けんかは、お互いが対等の立場で、それぞれの意見をぶつけどう一時的なものであるのに対し、DV は、どちらかから一方的に継続して振るわれる暴力のことであり、その間には支配と従属の関係があります。

4 DVに関する疑問

Q DVはどうして起こるの？

A DVが起こる背景には、多くの場合、妻には「夫に従う」「家庭を守る」といった性別による役割が長い間求められてきたこと、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済格差や、「暴力を振るうのはある程度仕方がない」といった暴力容認の考え方などがあります。

Q 暴力を振るわれる方にも問題があるのでは？

A 暴力を振るわれていい人はいません。暴力は人の心を傷付け、その思考を混乱させます。配偶者など信頼している人から暴力を受けた場合はなおさらです。被害者は混乱の中で、恐怖によって相手に支配されていくようになってしまいます。

Q 加害者は誰にでも暴力を振るう人なんじゃないの？

A 加害者については職業や学歴、年齢などに関係なく、特別なタイプはありません。誰に対しても粗暴な態度を取る人もいますが、職場や友人の間では明るく人当たりが良い人でも、家庭では暴力を振るっていることがあります。

Q ごく一部の人の間のことでは？

A 外部から分かりにくく、周りにも話しにくいものですが、DVはとても身近なところで起こっています。

Q 別ればいいと思うのですが…？

A 被害者は収入や子どものことなど、別れることによって生じる問題を考え、ずっと悩んでいます。また、暴力を振るわれ続けることによって無力感を感じ、相手も反省していつかは暴力を振るわなくなるかもしれないと期待してしまい、なかなか別れを決断できません。

Q DVはいつか治りますか？

A DVは体力・経済力・社会的影響力などで優位に立つ者が、暴力を用いて弱い立場の人間を支配し、自分の要求のみを一方的に満たそうとすることで起こります。根底にある意識が変わらない限り暴力は続きます。まずは、相談機関にご相談ください。

5

もし、被害にあったら

まずは相談を

1人で悩まずに、周囲の信頼できる人や公共の窓口にご相談してください。
(P.8以降参照)
各種相談窓口では、無料・秘密厳守で相談に応じています。

法律等で守られています

夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」が制定されています。

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ります。

「DV防止法」についての詳しい内容は、下記内閣府ホームページをご参照ください。
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/index2.html



令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）に基づき、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援を行います。

困難な問題を抱える女性への支援に関する詳細は下記厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html



6 周囲の人へ

DV に気づき、被害を打ち明けられたら

まず状況や気持ちを聞いてあげ、DV 専門の相談機関に相談することを勧めてください。本人がなかなか勇気を出せないようであれば、一緒に行ってあげると心強いかもしれません。

ただし、本人の理解を得ないまま、自分でなんとかしてあげようと不用意に動くのは危険です。偏見や無理解、知識不足から生じる発言や態度は、事態を悪化させてしまう恐れがあります。

本人の理解を得ずに、次のことはしないようにしましょう。

- ◇加害者に直接注意をする。
- ◇被害者・加害者の親族などに相談・報告をする。
- ◇被害者の理解を得ないで、警察に相談をする。



- 「あなたは悪くない」と伝えましょう。
- 批判や押し付けはやめてください。
- プライバシーの保護には細心の注意を払い、加害者に知られることのないようにしてください。

被害者は苦しんでいます

被害者が DV を相談しても「夫婦げんか」と受け取られたり、「そのくらいの暴力は我慢するのが当たり前」と言われたり、無理解による二次被害にあうことも珍しくありません。

被害者は身体的・精神的・経済的・性的暴力によって苦しみ、孤立させられています。周囲が DV を理解し、相談先を紹介したり、「あなたは悪くない」と言ってあげる人が増えていくことが必要とされています。

デート DV は、交際相手からの暴力をいいます

DV は、大人や夫婦の間だけに起こることではありません。交際相手との間にも、不平等な力関係による暴力支配が存在しています。

交際相手がいた（いる）人のうち、交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“経済的圧迫”“性的強要”のいずれかの被害を受けたことがあった人は全体で 18.0% で、女性が 22.7%、男性が 12.0% となっています。（男女間における暴力に関する調査：内閣府男女共同参画局令和 6 年 3 月報告による。）

デート DV は決して他人事ではありません

交際相手が暴力を振るい、あなたを傷つけるような人だとしたら、なぜあなたは、そのような人のことを「好き」だと思えるのか、一度冷静になって考えてみましょう。そうすることで、自分を幸せにするような選択肢が見えてくるはずですよ。

相手のことを「怖い」と思ったり、顔色を気にしていたり。それがいつものことならば 2 人の関係に問題があるかもしれません。

なぜ起こるの？

- 理由があれば、暴力を振るうのは仕方がないという暴力を容認する社会
- 互いを独り占めし、束縛する（される）ことが愛情だと思える恋愛観など、様々な原因が言われています。互いの意見や価値観の違いを理解し、尊重し合う対等な関係を築くことが大切です。

被害にあっていませんか？ チェックしてみましょう。

- 殴る・蹴る・叩くまねや物を壊すことで脅される。
- 「バカ」「ブス」「デブ」など、自分をバカにしたようなことを言われる。
- 何か他の用事で相手に会えないと怒られる。
- ささいなことで、すぐ不機嫌になり、無視される。
- 物事を相談なしに勝手に決められる。
- SNS やメール、通話履歴などをチェックされる。
- 頻繁に電話やメールなどをされたり、するように言われたりして行動をチェックされる。
- 電話に出なかったり、すぐに返信しなかったりすると怒る・無視される。
- 自分以外の異性と会うことを制限される。
- 服装や髪形、態度、友人関係などを細かくチェックされる。
- キスや性行為を無理に要求される。
- 避妊に協力しない。中絶を強要する。
- 別れようとする、**「付きまといやめる」「自殺してやる」**などと言って脅し、別れてくれない。

8

社会のめざすこと

DVは犯罪となりうる行為であるという認識を持って、暴力支配を容認しない社会にすることが求められています。まずは話をしてみてください。DVを他人事にしないでください。皆が互いの人権を認め合い、信頼できる関係になることがはじめの一步です。

女性に対する暴力をなくす運動について

平成13年6月5日 男女共同参画推進本部決定

期間 毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間

主唱 内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある。

この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとする。

また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。



パープルリボン・プロジェクト

女性に対する暴力根絶キャンペーン

パープルリボン・プロジェクトは、国際的な女性に対する暴力根絶運動です。どこでも・誰でも・一人でも始められる運動です。すべての人々が暴力を許さなくなれば、暴力を減らすことができます。

9

相談窓口

※相談は無料です。相談内容が他にもれることはありません。

船橋市（市内在住・在勤・在学の方を対象に相談を行っています。）

女性相談室

047-431-8745

- DV、離婚、家族関係等の困難な問題を抱える女性からの相談に対して、女性相談支援員が必要に応じた支援を行います。
面接の場合は要予約
月～金曜日、第2土曜日 9：00～16：00（祝休日・年末年始を除く）
※土曜日は面接相談のみ

男女共同参画センター 予約受付は月～土曜日9:00～17:00（祝休日・年末年始を除く）

女性のための法律相談（要予約） 047-423-0757

- 女性の弁護士が面談相談に応じます。
第1木曜日 9：30～14：30
第3月曜日 16：00～20：00
第4水曜日 13：00～17：00
（祝休日の場合は翌平日。年末年始を除く）

女性の生き方相談（要予約） 047-423-0757

- 女性のカウンセラーが面談相談に応じます。電話相談もできます。
金曜日 10：00～16：00
水曜日 16：00～20：30
（祝休日・年末年始を除く）

男性の生き方相談（予約不要） 047-423-0199

- 男性のカウンセラーが電話相談に応じます。
月曜日 18：45～20：45（受付20：15まで）
（祝休日の場合は翌火曜日。年末年始を除く）

千葉県

千葉県女性サポートセンター（配偶者暴力相談支援センター）

043-206-8002

- 女性からの電話相談を365日24時間受け付けています。
面接相談：平日9：00～17：00（要予約）
法律相談：月2回（要予約）

千葉県男女共同参画センター（配偶者暴力相談支援センター）
女性のための総合相談 04-7140-8605

火～日曜日 9：30～16：00（月曜日が祝日の場合の翌平日・祝日・年末年始を除く）

男性のための総合相談 043-308-3421

火・水曜日 16：00～20：00

土曜日 12：30～16：30

（月曜日が祝日の場合の翌平日・祝日・年末年始を除く）

千葉県習志野健康福祉センター（配偶者暴力相談支援センター）
電話相談 047-475-5966

月～金曜日 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

●来所による相談は月曜日で予約制です。

むすびめ@千葉女性相談

●DVや生活困窮、家庭関係破綻など、女性の様々な悩みや直面する課題に対応するため、SNS（LINE）による相談のほか、相談内容に応じて面談を行います。

平日9：00～21：00（年末年始を除く）

※相談内容の送信はいつでもできますが、相談員からの返信は上記の時間内に行います。

※最大3営業日以内にお返事します。

二次元コードを読み取り、LINEの友だち追加をしてください。

また、以下のURLからでも友だち追加できます。

<https://lin.ee/2vtiCOH>

※面談は予約制です。まずはLINEでご相談ください。



警察

船橋警察署 047-435-0110

船橋東警察署 047-467-0110

●加害者の暴力を制止することを目的に、加害者を検挙したり、当該暴力に対する加害者への指導も行っています。

警察本部「相談サポートコーナー」043-227-9110（短縮方式：#9110）

月～金曜日 8：30～17：15（祝日・振替休日を除く）

命の危険を感じたら、まず、110番！
または、最寄りの警察署、交番に駆け込みましょう！

DVに関する参考情報

内閣府ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html





船橋市市民協働課

〒273-0011 千葉県船橋市湊町 2-10-18
TEL : 047-436-2107 FAX : 047-436-3063

令和 8 年 2 月発行